

令和 2 年 2 月 2 5 日 招 集

第 2 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 令和2年第2回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第2号	天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年 2月25日		
議第3号	天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第4号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第6号	天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市在宅介護支援サテライト施設条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市保健福祉センター条例等の一部を改正する等の条例の制定について	"		
議第10号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第11号	天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第12号	天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第13号	天草市森林環境譲与税基金条例の制定について	"		
議第14号	天草市新和小宮地地区農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第15号	天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年 2月25日		
議第16号	天草市バンガロー等施設条例の一部を改正する等の条例の制定について	〃		
議第17号	天草市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第18号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第19号	天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第20号	天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第21号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第22号	字の区域の変更について	〃		
議第23号	第2次天草市総合計画後期基本計画の変更について	〃		
議第24号	指定管理者の指定について	〃		
議第25号	指定管理者の指定について	〃		
議第26号	指定管理者の指定について	〃		
議第27号	公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて	〃		
議第28号	市道路線の認定及び廃止について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第29号	令和元年度天草市一般会計補正予算 (第10号)	令和2年 2月25日		
議第30号	令和2年度天草市一般会計予算	〃		
議第31号	令和2年度天草市国民健康保険特別会 計予算	〃		
議第32号	令和2年度天草市介護保険特別会 計予算	〃		
議第33号	令和2年度天草市後期高齢者医療特別 会計予算	〃		
議第34号	令和2年度天草市浄化槽市町村整備推 進事業特別会計予算	〃		
議第35号	令和2年度天草市国民健康保険診療施 設特別会計予算	〃		
議第36号	令和2年度天草市歯科診療所特別会 計予算	〃		
議第37号	令和2年度天草市斎場事業特別会 計予算	〃		
議第38号	令和2年度天草市一町田財産区特別会 計予算	〃		
議第39号	令和2年度天草市新合財産区特別会 計予算	〃		
議第40号	令和2年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第41号	令和2年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第42号	令和2年度天草市下水道事業会計予算	〃		

議第 2 号

天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び天草市固定資産評価  
審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び天草市固定資産評価審査  
委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び天草市固定資産評価  
審査委員会条例の一部を改正する条例

(天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 8 年天草市条  
例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術  
を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 9 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改める。

(天草市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 天草市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 7 号）の一部を次  
のように改正する。

第 6 条第 3 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信  
技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改  
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）の一

部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 3 号

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 一町田地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

一町田地区コミュニティセンター	集会室	4 0 0 円	4 0 0 円
	大会議室	2 0 0 円	2 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円	1 0 0 円
	調理実習室	1 0 0 円	1 0 0 円
	和室 1	1 0 0 円	1 0 0 円
	和室 2	1 0 0 円	1 0 0 円

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一町田地区コミュニティセンターの改築に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市運動広場条例の一部を改正する条例

天草市運動広場条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、天草市下浦運動広場アーチェリー場」を加える。

別表第 1 天草市下浦運動広場の項の次に次のように加える。

天草市下浦運動広場アーチェリー場	天草市下浦町 5 1 番地
------------------	---------------

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

区分		使用料（1 時間当たり）
天草市下浦運動広場アーチェリー場 （1 人当たり）	一般	5 0 円
	高校生以下	2 0 円
天草市栖本総合グラウンドテニスコ ート（1 面当たり）	一般	3 0 0 円
	高校生以下	1 5 0 円
相撲場（1 面当たり）	一般	1 0 0 円
	高校生以下	無料

（備考） 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

別表第 3 天草市下田北運動広場夜間照明施設の項及び天草市下田南運動広場夜間照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

社会体育施設の整備等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年天草市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 2 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立保育所条例の一部を改正する条例

天草市立保育所条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市立栖本保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立栖本保育所の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市在宅介護支援サテライト施設条例の一部を改正する条例の制定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市在宅介護支援サテライト施設条例の一部を改正する条例

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
在宅介護支援サテライト施設うしぶか	天草市牛深町 2 0 6 5 番地 9
在宅介護支援サテライト施設おにき	天草市魚貫町 5 5 3 6 番 1

第 3 条中「天草市在宅介護支援サテライト施設（以下「在宅介護支援サテライト施設」という。）」を「在宅介護支援サテライト施設」に改める。

第 5 条第 1 項中「午前 8 時 3 0 分」を「、午前 8 時 3 0 分」に、「とし、入浴は」を「（在宅介護支援サテライト施設おにきにおける入浴施設の利用時間は、）」に、「とする」を「）とする」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

在宅介護支援サテライト施設の移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市保健福祉センター条例等の一部を改正する等の条例の制定について

天草市保健福祉センター条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市保健福祉センター条例等の一部を改正する等の条例

(天草市保健福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 天草市保健福祉センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表有明保健センターの項を削る。

別表有明保健センターの項を削る。

(天草市多目的集会所条例の一部改正)

第 2 条 天草市多目的集会所条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表二浦地区多目的研修集会施設の項、倉岳多目的研修集会施設の項及び福連木多目的集会所の項を削る。

第 3 条中「、二浦地区多目的研修集会施設、倉岳多目的研修集会施設及び福連木多目的集会所」及び「これらを」を削る。

別表二浦地区多目的研修集会施設の項、倉岳多目的研修集会施設の項及び福連木多目的集会所の項を削る。

(天草市漁村センター条例の一部改正)

第 3 条 天草市漁村センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表御所浦漁村センターの項及び大江漁村環境改善総合センターの項を削る。

別表御所浦漁村センターの項及び大江漁村環境改善総合センターの項を削る。

(天草市魚貫町交流促進センター条例の廃止)

第4条 天草市魚貫町交流促進センター条例（平成18年天草市条例第180号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地区コミュニティセンターに併設されている施設の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第10号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成18年天草市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号の2を削る。

別表第7備考6中「有する部分」の次に「（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち共用部分を計算しない評価方法によって申請された場合は、共用部分を除く。）」を加える。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請又は通知手数料

区分		手数料の額	
評価手法等	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	判定申請	変更判定申請
性能向上計画 認定通知書が 添付された場 合（建築物省 エネ法第29条 第3項に規定す る他の建築物 に限る。）	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	13,000円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円	39,000円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円	61,500円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円	77,500円

		方メートル未満のもの		
		面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円	97,000円
性能向上計画認定通知書が添付されない場合	モデル	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
	建物法により	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円
	評価されているもの	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	136,500円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	164,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	192,500円
	標準入力法又は主要室入力法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円	100,500円
		面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円	162,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円	232,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円	286,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円	338,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円	385,000円

(備考)

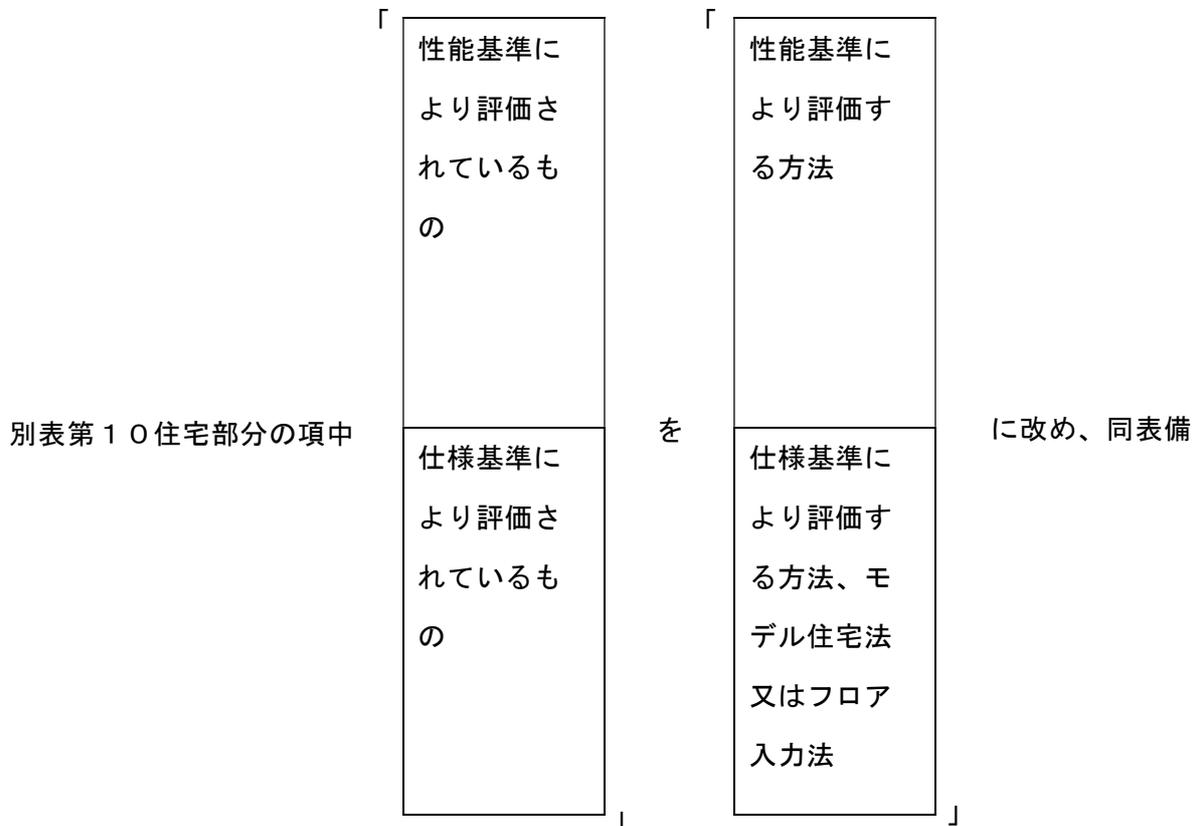
- この表において「性能向上計画認定通知書」とは、建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る通知書の写しをいう。
- この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ、第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

3 この表において「標準入力法」及び「主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。

4 この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物省エネ法施行令第4条第1項に規定する床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

別表第9備考6中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考7中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考に次のように加える。

1.4 建築物が住宅部分を有する場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第12条第2項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。）に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、手数料の額の算定において当該共用部分の面積を除外する。



考7中「第1条第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同表備考8中「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同表中備考第11を備考第13とし、同表備考10中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考10を同表備考12とし、同表備考9中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考9を同表備考11とし、同表備考8の次に次のように加える。

9 この表において「モデル住宅法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

10 この表において「フロア入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

別表第10備考に次のように加える。

14 建築物が住宅部分を有する場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第5条第3項の規定による基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。）に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、手数料の額の算定において当該共用部分の面積を除外する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第19号の2を削る改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### （提案理由）

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 18 年天草市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

- (1) 満 15 歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行を踏まえ、印鑑の登録要件を見直すため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 12 号

天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例

天草市企業立地促進条例（平成 19 年天草市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 13 号

天草市森林環境譲与税基金条例の制定について

天草市森林環境譲与税基金条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 34 条第 1 項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、天草市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林の整備及びその促進に関する施策を実施する基金を創設するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 14 号

天草市新和小宮地地区農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について

天草市新和小宮地地区農業構造改善センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市新和小宮地地区農業構造改善センター条例を廃止する条例

天草市新和小宮地地区農業構造改善センター条例（平成 18 年天草市条例第 179 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新和小宮地地区農業構造改善センターの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 15 号

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の一部を改正する条例の制定について

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の一部を改正する条例

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成 18 年天草市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 16 条関係）

ア 入浴料

区分	一般
3 歳未満	無料
3 歳以上小学生未満	320 円
小学生	420 円
中学生以上	530 円

（備考） 入浴料回数券を発行する場合は、10 枚につき 1 枚を加算する。

イ 家族風呂

区分	料金
1 浴室	入浴料 + 1 時間 1,050 円（1 時間超過ごとに 1,050 円）

ウ 交流研修室

区分	料金
交流研修室 1	1 室 1 時間 840 円（1 時間超過ごとに 840 円）

交流研修室 2	1 室	1 時間 5 3 0 円（1 時間超過ごとに 5 3 0 円）
交流研修室 3	1 室	1 時間 5 3 0 円（1 時間超過ごとに 5 3 0 円）

エ 研修室

区分		料金
研修室 1	1 室	1 時間 2, 1 0 0 円（1 時間超過ごとに 2, 1 0 0 円）
研修室 2	1 室	1 時間 1, 5 8 0 円（1 時間超過ごとに 1, 5 8 0 円）

オ 15 人以上の団体については、入浴料の割引をすることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発行された入浴会員券の取扱いについては、なお従前の例による。

（提案理由）

天草市総合交流ターミナル施設ユメールの利用料金の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 16 号

天草市バンガロー等施設条例の一部を改正する等の条例の制定について

天草市バンガロー等施設条例の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市バンガロー等施設条例の一部を改正する等の条例

(天草市バンガロー等施設条例の一部改正)

第 1 条 天草市バンガロー等施設条例(平成 18 年天草市条例第 228 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

藍の岬キャンプ場	天草市天草町高浜北 897 番地 1 及び 899 番地
----------	------------------------------

別表第 1 に次のように加える。

藍の岬キャンプ場	1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日
----------	---

別表第 2 に次のように加える。

藍の岬キャンプ場	午後 1 時から翌日午前 10 時まで	
----------	---------------------	--

別表第 3 に次のように加える。

藍の岬キャンプ場	テントサイト	1 泊 1 張当たり	1,000 円
----------	--------	------------	---------

(天草市藍の岬キャンプ村条例の廃止)

第 2 条 天草市藍の岬キャンプ村条例(平成 18 年天草市条例第 219 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

天草市藍の岬キャンプ村の廃止に伴い、同施設のテントサイトをキャンプ施設として管理するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 17 号

天草市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市営住宅条例等の一部を改正する条例

(天草市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 天草市営住宅条例（平成 18 年天草市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第 42 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

(天草市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 天草市特定公共賃貸住宅条例（平成 18 年天草市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「家賃の滞納その他の」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第 18 条第 1 項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子紙の張替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分」を「次条第 3 号及び第 4 号」

に改める。

第19条第3号を削り、同条に次の2号を加える。

(3) 畳の表替え、ふすま紙の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕に要する費用

(4) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(天草市営改良住宅条例の一部改正)

第3条 天草市営改良住宅条例（平成18年天草市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

民法（明治29年法律第89号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 18 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 元下須一般住宅 3 号棟の項及び浦一般住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 19 号

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

天草市ふれあいセンター条例（平成 18 年天草市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表深海町下平いきいきふれあい館の項を削る。

別表深海町下平いきいきふれあい館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

深海町下平いきいきふれあい館の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 20 号

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 256 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(天草市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 21 号

### あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

#### 1 工区

天草市御所浦町横浦字瀬ノ浦 396 番 8 に隣接する無番地地先並びに 403 番 2 に隣接する道路地先並びに 426 番 1、426 番 3、427 番 1 及び 427 番 6 に隣接する無番地に隣接する道路地先並びに字朝白 428 番 4、428 番 1、428 番 2 及び 428 番 3 に隣接する無番地に隣接する道路地先並びに 447 番 4 に隣接する無番地地先公有水面埋立地

366.21 平方メートル

#### 2 工区

天草市御所浦町横浦字朝白 447 番 3 に隣接する無番地地先並びに 447 番 2、448 番に隣接する無番地及び 448 番に隣接する道路地先並びに平成 20 年 12 月 19 日付け天草市指令第 758 号の免許に係る埋立地地先公有水面埋立地

137.93 平方メートル

合計 504.14 平方メートル

#### （提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 22 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

あらたに生じた土地	編入する字
<p>天草市御所浦町横浦字瀬ノ浦 396 番 8 に隣接する無番地地先並びに 403 番 2 に隣接する道路地先並びに 426 番 1、426 番 3、427 番 1 及び 427 番 6 に隣接する無番地に隣接する道路地先公有水面埋立地</p> <p style="text-align: center;">146.55 平方メートル</p>	<p>天草市御所浦町 横浦字瀬ノ浦</p>
<p>天草市御所浦町横浦字朝白 428 番 4、428 番 1、428 番 2 及び 428 番 3 に隣接する無番地に隣接する道路地先並びに 447 番 4 に隣接する無番地地先公有水面埋立地</p> <p style="text-align: center;">219.66 平方メートル</p> <p>天草市御所浦町横浦字朝白 447 番 3 に隣接する無番地地先並びに 447 番 2、448 番に隣接する無番地及び 448 番に隣接する道路地先並びに平成 20 年 12 月 19 日付け天草市指令第 758 号の免許に係る埋立地地先公有水面埋立地</p> <p style="text-align: center;">137.93 平方メートル</p>	<p>天草市御所浦町 横浦字朝白</p>

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の

議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 23 号

第 2 次天草市総合計画後期基本計画の変更について

第 2 次天草市総合計画後期基本計画を別冊のように変更するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

(提案理由)

天草市総合計画の基本計画を変更するには、天草市議会基本条例（平成 24 年天草市条例第 24 号）第 11 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 24 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

二江地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町二江 3066 番地

二江まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 25 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

一町田地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 5 2 2 3 番地

一町田地区振興会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

指定管理者の指定について

天草市天草宝島国際交流会館ポルト条例（平成 19 年天草市条例第 74 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草宝島国際交流会館ポルト

2 指定管理者となる団体

天草市中央新町 15 番 7 号

一般社団法人天草宝島観光協会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 27 号

### 公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて

公有水面埋立免許に関しては、免許権者（天草市長）に対し、次のとおり意見を述べるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

#### 1 出願者の住所及び氏名

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県

#### 2 埋立位置及び埋立区域

##### (1) 埋立位置

###### 1 工区

天草市新和町中田字宿守 95 番 1、96 番 2、95 番 2、96 番 3、94 番 3、91 番 4、91 番 1 に隣接する道路地先公有水面

###### 2 工区

天草市新和町中田字前宿守 90 番 1、61 番及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

##### (2) 埋立区域

###### 1 工区

次の①の地点から②の地点を順次に直線で結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成 31 年春分の満潮位（TP + 1.68 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点 三等三角点広浦（北緯 32 度 19 分 21.4929 秒、東経 130 度 10 分 47.7081 秒の地点）から 289 度 55 分 30 秒 2339.46 m の地点

②の地点 ①の地点から 156 度 17 分 03 秒 32.08 m の地点

③の地点 ②の地点から 154 度 38 分 29 秒 40.02 m の地点

④の地点	③の地点から	1 5 4 度 5 6 分 2 4 秒	2 0 . 0 1 mの地点
⑤の地点	④の地点から	1 5 5 度 3 9 分 3 4 秒	1 0 . 0 0 mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	1 5 6 度 2 6 分 2 5 秒	3 0 . 0 0 mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	1 5 5 度 0 1 分 1 6 秒	9 . 7 4 mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	1 5 2 度 5 6 分 2 3 秒	9 . 4 2 mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	1 4 7 度 2 2 分 4 0 秒	1 2 . 0 8 mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	1 4 1 度 4 5 分 4 3 秒	6 . 2 8 mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	1 3 8 度 3 3 分 1 9 秒	3 . 5 0 mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	1 3 6 度 0 2 分 5 6 秒	5 . 7 6 mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	1 3 3 度 2 1 分 3 8 秒	9 . 5 7 mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	1 3 1 度 4 5 分 5 0 秒	8 . 6 9 mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	1 3 0 度 0 2 分 3 4 秒	1 1 . 2 3 mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	1 3 1 度 3 3 分 5 1 秒	1 3 . 5 3 mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	1 3 8 度 4 1 分 4 6 秒	5 . 5 7 mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	1 4 6 度 1 3 分 0 8 秒	6 . 6 3 mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	1 5 4 度 0 1 分 5 8 秒	5 . 7 0 mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	1 7 7 度 0 7 分 4 3 秒	6 . 6 3 mの地点

## 2 工区

次の①の地点から⑥の地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（TP+1.68m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	基点 三等三角点広浦	（北緯32度19分21.4929秒、東経130度10分47.7081秒の地点）から285度16分10秒2150.61mの地点	
②の地点	①の地点から	1 8 9 度 0 1 分 3 5 秒	3 . 6 1 mの地点
③の地点	②の地点から	1 9 9 度 3 4 分 2 0 秒	1 0 . 5 9 mの地点
④の地点	③の地点から	2 1 1 度 1 9 分 3 0 秒	1 5 . 9 6 mの地点
⑤の地点	④の地点から	2 1 1 度 1 8 分 1 3 秒	3 0 . 0 0 mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	2 1 0 度 4 6 分 0 0 秒	2 3 . 8 8 mの地点

### 3 埋立地の用途

#### 道路用地

工区	用途	利用計画	面積 (㎡)
1工区	道路用地	道路敷	3, 301. 81
		護岸	440. 11
		計	3, 741. 92
2工区	道路用地	道路敷	537. 56
		護岸	143. 40
		計	680. 96

### 4 埋立地の面積

1工区 3, 741. 92平方メートル

2工区 680. 96平方メートル

合計 4, 422. 88平方メートル

意見 公有水面埋立免許をされることについては、何ら異議ありません。

(提案理由)

埋立免許権者に対して公有水面埋立免許に関する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 28 号

### 市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

#### 1 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
252	時藤道面線	天草市本町下河内字 下向913番地先	天草市本町下河内字 時藤926番2地先	117.5	5.4~ 8.8

#### 2 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
252	時藤道面線	天草市本町下河内字 下向913番地先	天草市本町下河内字 時藤967番1地先	280.0	4.5~ 8.8

(提案理由)

市道の路線を認定及び廃止するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 29 号

令和元年度天草市一般会計補正予算（第 10 号）

令和元年度天草市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 640,985 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,472,911 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,969,378	195,750	7,165,128
	1 国庫負担金	5,155,656	109,887	5,265,543
	2 国庫補助金	1,797,397	85,863	1,883,260
16 県支出金		4,083,985	53,822	4,137,807
	1 県負担金	2,296,450	28,325	2,324,775
	2 県補助金	1,476,664	25,497	1,502,161
18 寄附金		655,101	23,200	678,301
	1 寄附金	655,101	23,200	678,301
19 繰入金		2,530,086	268,513	2,798,599
	2 基金繰入金	2,530,086	268,513	2,798,599
22 市債		6,829,700	99,700	6,929,400
	1 市債	6,829,700	99,700	6,929,400
補正されなかった款項に係る額		36,763,676		36,763,676
歳入合計		57,831,926	640,985	58,472,911

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,039,134	251,528	13,290,662
	1 総務管理費	12,261,490	240,242	12,501,732
	4 戸籍住民基本台帳費	123,142	11,286	134,428
3 民生費		17,308,199	168,931	17,477,130
	1 社会福祉費	4,722,249	137,290	4,859,539
	3 児童福祉費	6,582,851	12,323	6,595,174
	4 生活保護費	1,486,995	19,318	1,506,313
5 農林水産業費		2,484,902	34,520	2,519,422
	2 林業費	280,395	6,520	286,915
	3 水産業費	763,719	28,000	791,719
6 商工費		2,021,322	11,497	2,032,819
	1 商工費	2,021,322	11,497	2,032,819
7 土木費		3,826,623	19,975	3,846,598
	2 道路橋梁費	1,627,560	14,475	1,642,035
	3 河川費	257,821	5,500	263,321
9 教育費		3,298,365	154,534	3,452,899
	1 教育総務費	1,263,704	154,534	1,418,238
補正されなかった款項に係る額		15,853,381		15,853,381
歳出合計		57,831,926	640,985	58,472,911

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防犯灯整備事業	1,590
		スポーツ拠点施設整備事業	51,098
		牛深港周辺整備事業	10,164
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備費補助金	154,251
5 農林水産業費	1 農業費	養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業	10,500
		3 水産業費	海岸堤防等老朽化対策事業
		水産物供給基盤機能保全事業	121,000
		水産基盤整備事業	55,000
6 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	5,925
		6次産業化推進事業	11,497
		御所浦白亜紀資料館改築整備事業	22,473
7 土木費	1 土木管理費	民間建築物耐震改修促進事業	2,000
	2 道路橋梁費	市道維持補修事業	5,500
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000
9 教育費	1 教育総務費	学校通信ネットワーク整備事業	154,534

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	165,900	補正前に同じ	234,373
		市道改良（単独）事業	5,000	補正前に同じ	13,000

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校通信ネットワーク整備事業	79,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	567,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	581,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
河川整備事業	120,000	〃	〃	〃	125,500	〃	〃	〃

令和2年度天草市一般会計予算

令和2年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,808,381千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		7,409,411
	1 市民税	2,945,264
	2 固定資産税	3,355,247
	3 軽自動車税	279,205
	4 市たばこ税	495,000
	6 入湯税	31,000
	7 都市計画税	303,695
2 地方譲与税		537,946
	1 地方揮発油譲与税	120,000
	2 自動車重量譲与税	353,000
	3 森林環境譲与税	63,746
	4 航空機燃料譲与税	1,200
3 利子割交付金		6,000
	1 利子割交付金	6,000
4 配当割交付金		9,000
	1 配当割交付金	9,000
5 株式等譲渡所得割交付金		8,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,000
6 法人事業税交付金		20,000
	1 法人事業税交付金	20,000

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		1,843,000
	1 地方消費税交付金	1,843,000
8 ゴルフ場利用税交付金		9,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	9,000
9 環境性能割交付金		48,000
	1 環境性能割交付金	48,000
10 地方特例交付金		30,000
	1 地方特例交付金	30,000
11 地方交付税		22,456,000
	1 地方交付税	22,456,000
12 交通安全対策特別交付金		5,000
	1 交通安全対策特別交付金	5,000
13 分担金及び負担金		296,258
	1 分担金	44,135
	2 負担金	252,123
14 使用料及び手数料		643,561
	1 使用料	463,345
	2 手数料	180,216
15 国庫支出金		6,955,584
	1 国庫負担金	5,248,756
	2 国庫補助金	1,693,180
	3 国庫委託金	13,648

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
16 県支出金		3,893,669
	1 県負担金	2,466,855
	2 県補助金	1,257,632
	3 県委託金	169,182
17 財産収入		95,038
	1 財産運用収入	82,944
	2 財産売払収入	12,094
18 寄附金		700,000
	1 寄附金	700,000
19 繰入金		2,883,545
	2 基金繰入金	2,883,545
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		769,068
	1 延滞金、加算金及び過料	3,026
	2 市預金利子	52
	3 貸付金元利収入	185,024
	4 受託事業収入	3,224
	5 雑入	577,742
22 市債		4,190,300
	1 市債	4,190,300
歳 入	合 計	52,808,381

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		275,975
	1 議会費	275,975
2 総務費		8,625,333
	1 総務管理費	7,949,094
	2 徴税費	332,815
	3 地籍調査費	47,464
	4 戸籍住民基本台帳費	166,227
	5 選挙費	27,298
	6 統計調査費	59,088
	7 監査委員費	43,347
3 民生費		17,055,480
	1 社会福祉費	4,817,348
	2 高齢者福祉費	4,471,891
	3 児童福祉費	6,229,101
	4 生活保護費	1,536,640
	5 災害救助費	500
4 衛生費		6,167,115
	1 保健衛生費	970,548
	2 環境費	3,159,718
	3 斎場費	82,567
	4 水道費	747,104
	5 病院費	1,060,230
	6 看護専門学校費	146,948

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 農林水産業費		2,409,468
	1 農業費	1,425,544
	2 林業費	337,768
	3 水産業費	646,156
6 商工費		1,320,464
	1 商工費	1,320,464
7 土木費		4,215,291
	1 土木管理費	196,742
	2 道路橋梁費	1,237,611
	3 河川費	236,597
	4 港湾費	189,566
	5 都市計画費	2,071,846
	7 住宅費	282,929
8 消防費		2,055,191
	1 消防費	2,055,191
9 教育費		3,445,983
	1 教育総務費	1,110,019
	2 小学校費	327,068
	3 中学校費	256,105
	4 幼稚園費	145,466
	6 学校給食費	891,749
	7 社会教育費	715,576

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10 災害復旧費		42,347
	1 農林水産施設災害復旧費	12,137
	2 公共土木施設災害復旧費	30,210
11 公債費		7,165,734
	1 公債費	7,165,734
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		52,808,381

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市議会だより編集業務委託料	令和3年度～令和4年度	1,318
在宅介護支援サテライト施設うしぶか指定管理料	令和3年度	4,360
令和2年度商工業設備投資資金利子補給	令和3年度～令和5年度	5,700
熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	令和3年度	434,107

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	99,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	328,800			
体育施設整備事業	216,000			
庁舎整備事業	34,400			
普通財産施設整備事業	77,000			
看護専門学校施設整備事業	14,200			
共聴施設整備事業	19,900			
保健センター整備事業	16,900			
農業農村整備事業	196,900			
林道整備事業	39,000			
治山事業	7,500			
農林業施設整備事業	18,400			
漁港施設整備事業	202,600			
観光施設整備事業	109,000			
道路橋梁整備事業	449,900			
河川整備事業	84,500			
港湾改修事業	126,700			
街路整備事業	687,200			
公園整備事業	49,700			
景観整備事業	33,700			
消防防災施設整備事業	242,300			

小学校施設整備事業	58,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
中学校施設整備事業	49,100			
共同調理場施設整備事業	13,100			
文化施設整備事業	67,800			
臨時財政対策債	948,000			
計	4,190,300			

議第 3 1 号

令和 2 年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2, 4 6 7, 5 9 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,703,999
	1 国民健康保険税	1,703,999
2 使用料及び手数料		1,300
	1 手数料	1,300
3 国庫支出金		2,321
	2 国庫補助金	2,321
5 県支出金		9,641,674
	1 県負担金・補助金	9,641,674
6 財産収入		487
	1 財産運用収入	487
7 繰入金		1,104,366
	1 一般会計繰入金	1,104,365
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		13,444
	1 延滞金、加算金及び過料	3,100
	2 預金利子	5
	3 雑入	10,339
歳 入	合 計	12,467,592

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		147,605
	1 総務管理費	126,562
	2 徴税費	10,654
	3 運営協議会費	586
	4 国民健康保険特別対策事業費	9,803
2 保険給付費		9,394,333
	1 療養諸費	7,981,903
	2 高額療養費	1,382,930
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	25,200
	5 葬祭諸費	4,000
3 国民健康保険事業費納付金		2,724,496
	1 医療給付費分	1,976,190
	2 後期高齢者支援金等分	568,327
	3 介護納付金分	179,979
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		140,665
	1 保健事業費	12,488
	2 特定健康診査等事業費	101,420
	3 総合保健施設事業費	26,757

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
7 基金積立金		487
	1 基金積立金	487
9 諸支出金		10,001
	1 償還金及び還付加算金	10,001
10 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	12,467,592

議第32号

令和2年度天草市介護保険特別会計予算

令和2年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,976,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		1,790,601
	1 介護保険料	1,790,601
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3,214,565
	1 国庫負担金	1,969,086
	2 国庫補助金	1,245,479
4 支払基金交付金		3,067,067
	1 支払基金交付金	3,067,067
5 県支出金		1,697,967
	1 県負担金	1,608,578
	2 県補助金	89,389
6 財産収入		328
	1 財産運用収入	328
7 繰入金		2,205,502
	1 一般会計繰入金	1,911,502
	2 基金繰入金	294,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
9 諸収入		469
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	2
	3 雑入	347
歳 入	合 計	11,976,700

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		256,062
	1 総務管理費	152,071
	2 徴収費	4,731
	3 介護認定審査会費	93,176
	4 趣旨普及費	436
	5 計画策定委員会費	5,648
2 保険給付費		11,008,200
	1 介護サービス等諸費	9,862,800
	2 介護予防サービス等諸費	331,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	255,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	35,000
	6 特定入所者介護サービス等費	514,300
5 地域支援事業費		587,554
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	351,310
	2 包括的支援事業・任意事業費	236,244
6 基金積立金		328
	1 基金積立金	328
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
9 予備費		121,055
	1 予備費	121,055
歳 出	合 計	11,976,700

議第 3 3 号

令和 2 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 5 4, 0 2 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		834,844
	1 後期高齢者医療保険料	834,844
2 使用料及び手数料		127
	1 手数料	127
4 繰入金		475,558
	1 一般会計繰入金	475,558
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		43,497
	1 延滞金、加算金及び過料	41
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	42,455
歳 入	合 計	1,354,027

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		35,557
	1 総務管理費	33,723
	2 徴収費	1,834
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,282,288
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,282,288
3 保健事業費		34,682
	1 保健事業費	34,682
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,354,027

議第 3 4 号

令和 2 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和 2 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 9, 8 1 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 使用料及び手数料		60,807
	1 使用料	60,807
6 繰入金		59,004
	1 一般会計繰入金	59,004
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	119,812

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		98,846
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	98,846
3 公債費		19,966
	1 公債費	19,966
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		119,812

令和2年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和2年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 242,053千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診療収入		92,436
	1 診療収入	92,436
2 使用料及び手数料		515
	1 手数料	515
4 財産収入		6
	1 財産運用収入	5
	2 財産売却収入	1
5 繰入金		91,405
	1 一般会計繰入金	91,405
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		5,690
	1 諸収入	5,690
8 市債		52,000
	1 市債	52,000
歳 入	合 計	242,053

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		203,336
	1 総務管理費	203,336
2 医業費		35,486
	1 医業費	35,486
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		2,630
	1 公債費	2,630
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	242,053

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
診療所建設事業	令和3年度	503,311

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	52,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

議第36号

令和2年度天草市歯科診療所特別会計予算

令和2年度天草市の歯科診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 歯科診療収入		24,600
	1 歯科診療収入	24,600
2 財産収入		172
	1 財産運用収入	171
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		24,132
	1 一般会計繰入金	24,132
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,235
	1 諸収入	1,235
歳 入	合 計	50,140

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		37,866
	1 総務管理費	37,792
	2 研究研修費	74
2 歯科医業費		11,874
	1 歯科医業費	11,874
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出	合 計	50,140

令和 2 年度天草市斎場事業特別会計予算

令和 2 年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 883,698 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		4,800
	1 使用料	4,800
2 財産収入		28
	1 財産運用収入	28
3 繰入金		82,567
	1 繰入金	82,567
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
6 市債		796,300
	1 市債	796,300
歳 入	合 計	883,698

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 斎場事業費		871,297
	1 斎場事業費	871,297
2 公債費		10,401
	1 公債費	10,401
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		883,698

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	796,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

議第 38 号

令和 2 年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和 2 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,971 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		79
	1 財産運用収入	77
	2 財産売却収入	2
2 繰越金		10,890
	1 繰越金	10,890
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	10,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,994
	1 総務管理費	1,994
2 予備費		8,977
	1 予備費	8,977
歳 出	合 計	10,971

議第 39 号

令和 2 年度天草市新合財産区特別会計予算

令和 2 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 375 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
2 繰越金		1,371
	1 繰越金	1,371
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	1,375

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,028
	1 総務管理費	1,028
2 予備費		347
	1 予備費	347
歳 出 合 計		1,375

令和2年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		357 床
一般病床		208 床
療養病床		103 床
結核病床		46 床
(2) 延患者数		230,948 人
入院患者数	一般病床	60,225 人
	療養病床	28,835 人
	結核病床	1,825 人
外来患者数	一般外来	133,901 人
	介護サービス	6,162 人
(3) 一日平均患者数		727 人

入院患者数	一般病床	165 人
	療養病床	79 人
	結核病床	5 人
外来患者数	一般外来	457 人
	介護サービス	21 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益		3,953,389 千円
第1項	医業収益		3,269,698 千円
第2項	医業外収益		683,679 千円
第3項	特別利益		12 千円
		支	出
第1款	病院事業費用		3,951,171 千円
第1項	医業費用		3,880,953 千円
第2項	医業外費用		66,210 千円
第3項	特別損失		8 千円
第4項	予備費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 250,736 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,992 千円、 過年度分損益勘定留保資金 239,744 千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			209,096 千円
第1項 他会計出資金			209,096 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			459,832 千円
第1項 建設改良費			120,916 千円
第2項 企業債償還金			338,916 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用す

る場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,586,758 千円
(2) 交 際 費	748 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	139,947 千円	研究研修費、医師確保に要する経費等の一部を補助するため(一般会計)

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、401,495 千円と定める。

令和2年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

議第41号

令和2年度天草市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	31,557 戸
(2) 年間総給水量	8,219,071 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	22,518 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	291,949 千円
イ 施設整備事業	122,408 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,633,016 千円
第1項 営業収益		1,899,068 千円
第2項 営業外収益		733,938 千円
第3項 特別利益		10 千円

支 出

第 1 款 事業費		2,475,394 千円
第 1 項 営業費用		2,265,122 千円
第 2 項 営業外費用		209,432 千円
第 3 項 特別損失		640 千円
第 4 項 予備費		200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,169,786 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47,129 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,122,657 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入		290,332 千円
第 1 項 出資金		225,099 千円
第 2 項 補助金		54,783 千円
第 3 項 工事負担金		10,450 千円

支 出

第 1 款 資本的支出		1,460,118 千円
第 1 項 建設改良費		554,126 千円
第 2 項 企業債償還金		898,090 千円
第 3 項 返還金		7,902 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

185,178 千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	512,005 千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

天草市長 中村五木

令和2年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	12,928 戸
(2) 年間総処理水量	3,980,700 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	10,906 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	190,288 千円
イ ポンプ場建設改良事業	20,550 千円
ウ 処理場建設改良事業	221,477 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 事業収益		1,939,533 千円
第 1 項 営業収益		848,474 千円
第 2 項 営業外収益		1,091,059 千円
	支 出	
第 1 款 事業費		1,865,458 千円
第 1 項 営業費用		1,747,525 千円
第 2 項 営業外費用		116,341 千円
第 3 項 特別損失		592 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 657,099 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,616 千円、過年度分損益勘定留保資金 216,720 千円、当年度分損益勘定留保資金 424,763 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款 資本的収入		479,487 千円
第 1 項 企業債		207,200 千円
第 2 項 補助金		191,500 千円
第 3 項 受益者負担金及び分担金		10,131 千円
第 4 項 工事負担金		70,656 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,136,586 千円
第 1 項 建設改良費	432,724 千円
第 2 項 企業債償還金	703,862 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和 2 年度)	令和 3 年度～令和 7 年度	683 千円
	年度別内訳	
	令和 3 年度	244 千円
	令和 4 年度	189 千円
	令和 5 年度	136 千円
	令和 6 年度	84 千円
令和 7 年度	30 千円	
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が 1 箇所(世帯)につき 700 千円以内で貸付けた融資総額の 50%を限度に損失補償

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	207,200千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

102,323 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	557,934 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	110,500 千円	

令和2年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木